

平成30年7月豪雨の被災者の方へ 無料法律相談を実施しています！

平成30年6月28日からの台風7号及び前線等による西日本を中心に降り続いた豪雨の被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

大規模災害の被災者に対する資力を問わない「被災者法律相談援助」制度の対象に平成30年7月豪雨による災害が指定され、平成30年7月14日から、平成30年7月豪雨の被災者について資力を問わない無料法律相談が実施可能となりました。

平成30年6月28日（平成30年7月豪雨発災日）において、[災害救助法適用区域内（外部サイト）](#)に、住所、居所、営業所などがあつた方であれば、生活の再建に必要な法律相談（民事に関する問題全般）を無料で行います。

### 1 弁護士・司法書士による面談での「無料法律相談」

- 対象  
「平成30年7月豪雨」に際し災害救助法が適用された市町村の区域に同年6月28日において住所、居所、営業所などがあつた方
- 内容  
生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います  
不動産問題、金銭問題、相続問題など、民事に関する問題全般について相談できます
- 相談回数  
同一の問題についてのご利用は、3回までとさせていただきます  
※相談場所などご利用方法については、下記の法テラス奈良へご連絡ください

### 2 災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」

- 対象  
「平成30年7月豪雨」の被害にあわれた方なら、どなたでも無料でご利用いただけます
- 利用方法
- ① 電話でのお問合せ 専用フリーダイヤル：0120-078309  
(対応時間) 平日：午前9時から午後9時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで  
(利用料・通話料) 0円
- ② 法テラスのホームページで確認 (専用ページタイトル「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)Q&A」)  
法テラスのホームページで「平成30年7月豪雨」専用のQ&Aを公開しました  
よくあるお問合せとその答えを集約し、公開しております
- ③ メールでのお問合せ  
②の専用ページにある「メールでのお問い合わせ」からご利用いただけます

### ～法テラスからのお知らせ～②

法テラスは、今後一般の方向けの法教育を推進していきます。関係機関の皆様で、来年度以降法テラスと共催で、法律講座などの開催にご興味がありましたら、お問い合わせください。

**法テラス奈良**  
法テラス奈良法律事務所  
営業時間：月～金（9時～17時）  
〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階  
TEL 050-3383-5450/FAX 0742-24-3213

**法テラス南和** 法律事務所  
営業時間：月～金（9時～17時）  
〒638-0821 吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル  
TEL 050-3383-0025/FAX 0747-52-9179

編集・発行 日本司法支援センター 奈良地方事務所（法テラス奈良）

「法律を知る 相談窓口を知る 道しるべ」 法テラスは国が設立した公的な法人です

平成30年8月発行



#### Topics

- ▶法教育推進企画 「エンディングノート」上映会のお知らせ
- ▶特定援助事業のお知らせ
- ▶7月豪雨被害者相談のお知らせ

## ★映画「エンディングノート」上映会 & 弁護士による法律講座開催！！

～人生をよりよく生きるための終活講座～ 法テラス奈良 法教育推進企画

H26年度に実施した、映画上映と法律講座をセットした企画が好評でしたので、今年度復活しました！ 今年は 以下の2か所の場所で行います。ぜひご参加ください！



映画「エンディングノート」上映 13:00～14:35

弁護士による法律講座（テーマ：相続・遺言等） 14:35～16:00

来場者の方に法テラスオリジナル版「エンディングノート」進呈！

ご予約・お問い合わせ **0503383-5450** 平日 9時から17時(9/1より受付開始)

※定員とない次第、締切とさせていただきます。

ただし、当日席に余裕がある場合はご参加いただけます。

#### I. 南部会場

日時：平成30年9月24日（祝・月） 13時～16時  
場所：葛城市いきいきセンター (0745-69-6761)  
〒639-2131 奈良県葛城市林堂123  
定員：70名 先着申込順  
共催：葛城市長寿福祉課

#### II. 北部会場

日時：平成30年9月26日（水） 13時～16時  
場所：奈良市西部公民館 (0742-44-0101)  
〒631-0034 奈良県奈良市学園南3丁目1-5  
定員：70名 先着申込順  
共催：奈良市長寿福祉課

映画『エンディングノート』は、家族への思いがあふれた感動的なドキュメンタリーですが、そのシーンでも、「エンディングノート」は、とても大切な役割を果たしています。「エンディングノート」は、法的な効力はありませんが、自分の意志や思い、家族への感謝の言葉などを自分の言葉で確実に伝えることができるからです。

財産については、法的な効力のある「遺言書」を作り、自分の考えを伝えるのは「エンディングノート」と分けて活用することも大切です。



エンディングノート

監督：砂田麻美  
製作・プロデューサー：是枝裕和  
©2011「エンディングノート」制作委員会



## I. 新たな出張法律相談が始まりました！

**対象者：認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることができないと思われる方**

認知機能が十分でない方には、近隣に親戚がない等の理由で、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方に対し、**支援者の方から**法テラスにご連絡いただくことにより、弁護士や司法書士が支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。

- ① 困っている人ご自身が自発的に相談を希望することができず、周りにサポートしてくれる親族がないため、法専門家へのアクセスができない状態にある方で
- ② 相談内容が刑事事件以外の相談の場合に
- ③ 資力・資産は問わず（ただし一定額以上の場合は有料）
- ④ 特定援助機関の**支援者**の方が法律相談を受けた方が良くはないかと思われる場合に、**支援者**の方から法テラスに相談の申し込みの連絡をいただければ、弁護士や司法書士が関係機関等まで**出張相談**に来てくれる
- ⑤ 相談回数は原則1回



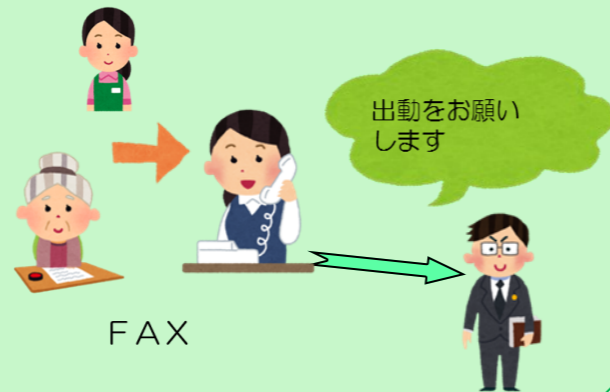
～まずは支援者の方から法テラスへお電話ください～  
要件は2つです。

- 1. 認知機能が不十分の方
- 2. 自ら相談を求めるとも家族の支援も難しい方

支援者の方から  
①相談対象者へ説明文書  
②同意書  
を読み聞かせていただき、同意書を法テラスまでFAXで返送してください。

法テラス奈良  
050-3383-5450

支援者の方から「特定援助対象者法律相談援助連絡票」を法テラスへFAXください。  
☑内諾を得ている弁護士・司法書士がいる場合はその旨記載をお願いします。



## II. DV等被害者法律相談援助が始まりました！

▶ **特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）**を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、被害の防止に関する法律相談が速やかに受けられるようになりました！

### 《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

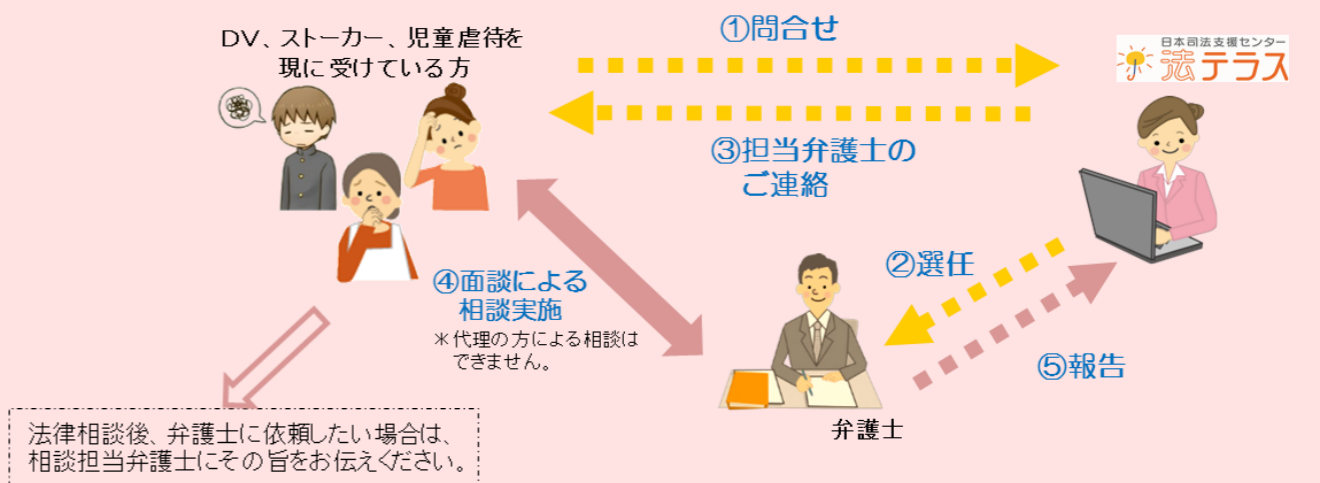
- ご利用いただける方  
DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方
- ご相談いただける内容  
再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。  
法律相談は、弁護士との面談相談です。
- 費用  
一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,400円)をご負担いただきます。



#### 《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること  
※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

### ～利用の流れ～



### ～法テラスからのお知らせ～①

法テラスは**業務説明会**を実施しています！ 関係機関へ出張しての法テラス説明会や、事務所に訪問いただいての説明会も随時受け付けていますので、お問い合わせください。

